

---

---

# 米原市における通学のあり方に関する

## 提 言 書

---

---

平成 26 年 12 月

米原市における通学のあり方に関する検討委員会

# 目 次

---

---

はじめに	2
I 米原市内における小中学校の通学の現状・課題について	2
1 小学校における通学の現状	2
(1) 通学方法の現状	2
(2) 課題	3
(3) 通学における人的支援の状況	4
2 中学校における通学の現状	5
(1) 通学方法の現状	5
(2) 課題	5
(3) 通学における人的支援の状況	6
II 今後の通学のあり方について	6
1 小学校の通学について	6
(1) スクールバス等の利用基準について	6
(2) 通学の安全確保の対策について	6
2 中学校の通学について	7
(1) スクールバス、自転車等の利用基準について	7
(2) 通学の安全確保について	8
おわりに	8

# 米原市における通学のあり方に関する提言

## はじめに

米原市は、今後の少子化が様々な教育活動や子どもの成長に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、学校の今後について検討した上、「米原市保幼小中学校統合整備計画」を策定し、その計画に基づき学校統合を実施してきました。

現在、市内には小学校9校、中学校7校がありますが、通学手段については基本的に旧町の地域の実情に合わせた方法を引き継いでおり、特に学校統廃合によるスクールバス運行の実施により今までの徒歩通学者との格差が生じているなど課題があります。

そのため、今後の米原市内小中学校の通学のあり方を検討し、児童生徒の通学時の安全と安心を確保するための改善および充実を図ることを目的として「米原市における通学のあり方に関する検討委員会」が設置されました。

## I 米原市内における小中学校の通学の現状・課題について

現在、米原市内の小中学校における遠距離通学者等に対しては、スクールバスの運行や公共交通機関の利用補助などにより対応しています。

しかしながら、近年、児童生徒数の減少により通学時の安全確保が難しくなっていることや学校統合でバスを運行したことによる徒歩通学者とのバランスなど課題が生じてきており、米原市全体の通学のあり方を検討し、改善・充実を図る必要があります。

### 1 小学校における通学の現状

#### (1) 通学方法の現状

市内の9小学校の通学方法は、一部の通学者がスクールバス、路線バス、デマンドタクシー（まいちゃん号、カモン号）を利用しているほかは徒歩による通学であり、その現状は次のとおりです。

※距離：字の中心部から学校までの距離（以下、距離の取扱いは同様）

学 校 名	地 域(字)	距離 (km)	通 学 の 現 状	備 考
			登 下 校	
柏原小学校	大野木	3.1	湖国バス利用（全額補助）	学期ごとに 定期券配布
	須 川	2.4	湖国バス利用（全額補助）	
	柏原7（長沢）	2.0	湖国バス利用（全額補助）	
	梓	2.4	湖国バス利用（全額補助）	
	河 内	2.7	湖国バス利用（全額補助）	
山東小学校	西 山	2.6	スクールバス通学	
	長 岡	3.0	スクールバス通学	
	万願寺	3.5	スクールバス通学	

伊吹小学校	甲津原	17.0	スクールバス通学	
	曲谷	11.5	スクールバス通学	
	甲賀	10.5	スクールバス通学	
	吉槻	9.1	スクールバス通学	
	上板並	5.5	スクールバス通学	
	下板並	4.9	スクールバス通学	
	大久保	4.1	スクールバス通学	
	小泉	3.5	スクールバス通学	
春照小学校	上平寺	3.3	スクールバス通学	
	寺林	3.8	スクールバス通学	
	藤川	5.1	スクールバス通学	
米原小学校	磯(北)	2.3	徒歩通学	学期ごとに定期券配布
	磯(中・元・南)	3.2	1～3年生のみ干拓資料館までデマンドタクシーを利用(全額補助) その他は徒歩通学	
河南小学校	河南	2.0	スクールバス通学	
	樋口	2.4	スクールバス通学	
	三吉	2.6	スクールバス通学	
	南三吉	2.4	スクールバス通学	
	西坂	3.5	スクールバス通学	
	東番場	4.1	スクールバス通学	
	西番場	4.8	スクールバス通学	
	上丹生	2.5	1・2年生のみ、湖国バス利用(全額補助)、その他は徒歩通学	
息長小学校	近江さくらが丘	3.0	登校時、湖国バスを利用し岩脇バス停で降りて徒歩(全額補助) 下校時、岩脇バス停からデマンドタクシーを利用(全額補助)	学期ごとに定期券配布

## (2) 課題

現在の小学校における児童の登下校について、各委員から御意見をいただいた中から次のような課題が浮き彫りになりました。

- ① 児童の減少により集団登下校が難しくなっており、特に下校時には1人になってしまうなど、防犯上・交通安全上の問題が懸念される。
- ② スクールバスや路線バス等を利用できる範囲が旧町からの基準であることおよび学校統合によるものであることから、改めてスクールバスの運行や路線バス等の利用についての基準を整理する必要がある。
- ③ その他、熊の出没への対応、路線バスと教職員の就業時間の調整など、学校や地域の個別課題に対しても適切な対応が必要である。

※ 検討委員会における具体的な意見(抜粋)

- ・学校統合によりスクールバスを運行したため、徒歩通学とのバランスが崩れている。
- ・通学補助の対象基準が統一されていない（全学年、1～3年、1・2年）。
- ・熊の出没や不審者対応など通学に関して地域からの要望がある。
- ・路線バス等の補助が一部補助から全額補助になったことで、距離による基準を設けないと公平が保てない。
- ・統廃合によるスクールバス運行は、何年か後には距離で運行すべき。
- ・徒歩にした場合、通学の安全確保が必要である。
- ・統合はスクールバスの運行が条件だった。
- ・遠距離の地域でも保護者が歩かせることを決めた。今の保護者は良いが、将来的にはどうか。保護者の思いで変わってよいものか。
- ・登校は集団でも下校時に1人になることがある。
- ・スクールバスの運行についてはピストン運行していることから、登下校時刻を考える必要がある。
- ・徒歩通学では距離が長くなると1・2年生が集団から遅れる。
- ・路線バスの時間が下校時刻と合わない。教職員の勤務時間外の対応が必要である。
- ・米原小学校区で川を挟んでデマンドタクシーの利用が2分される地域がある。

**(3) 通学における人的支援の状況**

スクールガード、PTA等による通学における安全への支援は各地域で異なり、地域の実情に合わせた対応をいただいているのが現状です。

しかしながら、スクールガード等の皆さんも高齢化などによりだんだん活動が難しくなっており、今後、改めて地域あげての取組を推進いただくようお願いしていく必要があります。

※ 検討委員会における具体的な意見(抜粋)

- ・大原小学校区ではスクールガードの方が自分の担当区域から付き添い、次の区域で引き継ぐリレー方式も取っている。
- ・近江地域の各小学校区ではスクールガードの方が見渡せる範囲の各交差点に立ち通学者を見守る。
- ・山東小学校区ではスクールバスでもスクールガードが添乗する。
- ・柏原小学校区ではバス停までスクールガードが付き添う。
- ・息長小学校区では登校にスクールガードが全部ついていくのではなく字の入口付近に立っている。下校時は各字5人くらいが直線で見える範囲に立って見守りをしている。
- ・米原小学校の米原東区では国道交差点にスクールガードが立っている。

## 2 中学校における通学の現状

### (1) 通学方法の現状

市内の7中学校の通学方法は徒歩または自転車による通学のほか、一部の通学者がスクールバスを利用しており、その現状は次のとおりです。

学 校 名	地 域(字)	距離 (km)	通 学 の 現 状	備 考
			登 下 校	
東草野中学校	甲津原	8.7	スクールバス通学	
	曲 谷	3.1	スクールバス通学	
	甲 賀	2.2	スクールバス通学	
伊吹山中学校	上板並	7.5	スクールバス通学	
	下板並	6.9	スクールバス通学	
	大久保	6.1	スクールバス通学	
	小 泉	5.7	スクールバス通学	
	上平寺	4.1	スクールバス通学	
	寺 林	4.5	スクールバス通学	
	藤 川	5.4	スクールバス通学	

### (2) 課題

現在の中学校における生徒の登下校について、各委員から御意見をいただいた中から次のような課題が浮き彫りになりました。

- ① 集団登下校でないため防犯上の問題が懸念される。
- ② 特に自転車通学者は交通事故の心配があり、交通安全対策が必要である。また一方で、交通ルールやマナーが守られないことがあり、徹底する必要がある。
- ③ 自転車を利用できる基準が学校によってバラバラであるため、何らかの基準を整理する必要がある。

※ 検討委員会における具体的な意見(抜粋)

- ・集団登下校をしていないため、特に徒歩通学者の防犯上の配慮が必要である。
- ・自転車通学における交通ルールやマナーが守られていないことがしばしばある。
- ・スクールバスの時間により部活動が制限される。小学校との兼ね合いもある。
- ・自転車通学では交通事故を心配する。
- ・グリーンベルトの設置など交通安全対策が必要である。
- ・中学校では距離の基準を2kmとして字を指定しており、1人で帰るなどの条件で弾力的な運用をしていることが増えている状況である。
- ・伊吹山中学校では範囲を指定して自転車通学を許可している。概ね2km未満は徒歩にしている。新しい自治会もできており、道路を隔てて通学方法が変わる地区があり、保護者からの意見も寄せられたことがあった。

- ・河南中学校では全員が自転車の利用が可能である。自転車小屋も整備されており全く問題はなく、安全面から自転車通学の方が早く下校できるし、暗くならないうちに帰宅できるし、交通安全上の問題はあがあるが、防犯上、徒歩よりは安全である。
- ・双葉中学校では部活動の関係や団地が増えたことで、一定の距離と1人で帰るなどの条件で許可申請をして認められれば自転車通学をしている。
- ・大東中学校でも許可制で運用している。
- ・米原中学校では字である程度通学方法が決めてあって、同じ字内でも通学距離が違うことから、通学方法を選択できるようになっている。

### (3) 通学における人的支援の状況

中学校については、スクールガード、PTA等による通学の随行はありません。小学校の通学に併せて立哨による見守りを行っている程度です。

## II 今後の通学のあり方について

本検討委員会では、市内小中学校の通学のあり方について、小学校、中学校のそれぞれにおける課題とその対応などについて議論し、以下のとおり取りまとめました。

### 1 小学校の通学について

#### (1) スクールバス等の利用基準について

小学校の児童は徒歩通学を基本とする。ただし、以下に掲げる要件に該当する場合には、地域事情や子どもの体力等を考慮した上で通学支援対策（見守り活動、路線バス、スクールバスなど）をとることができるものとする。

なお、具体的な対応策については、学校ごとに事情を十分把握した上で字単位で決定するものとする。

- ① 通学距離が3 km 以上の地域(字)の児童で、これまでからバス等の利用が認められている地域(字)
- ② 通学距離が2 km以上3 km 未満で次の要件に該当する地域(字)
  - ・学校統合によりスクールバスが運行された地域(字)
  - ・集落と集落との間に民家がない地域(字)（概ね1 km）
  - ・少人数のため集団登下校ができない地域(字)
  - ・地域(字)の大人による見守り活動が困難な地域(字)
- ③ その他、熊や不審者の出没等により一時的に子どもの安全確保が必要な場合

## (2) 通学の安全確保の対策について

前号の基準を満たす場合にとることができる対策は、自治会や地域の団体、スクールガード等による無償での見守りを基本とし、対応が困難な場合に有償による見守り、バス等利用の順に検討するものとする。

なお、安全確保の対応について検討委員会の中で様々な意見があったので参考にさせていただきたい。

### ※ 検討委員会における具体的な意見(抜粋)

- ・他市では午後3時に防災無線で下校の見守りについて放送が流れる。本市でも実施できないか。
- ・青色パトロール車は、走らせるだけでも効果がある。マイクでもしゃべれるので、さらに効果があると思う。
- ・子どもの数が少なく字ごとの集団下校は難しいが、途中まで一緒という子どもはいるので、方面下校という形を考えてはどうか。
- ・通学路全体の見守りではなく、危険地点を指定しての見守りの方が効率的である。
- ・登下校の安全確保には市民の協力が必要であるという現状をもっと訴えていくべき。
- ・自治会の協力を得て「8・3運動（午前8時と午後3時に家の外に出て見守り）」を展開してはどうか。
- ・見守りに対する保護者の意識も高める必要がある。

## 2 中学校の通学について

### (1) スクールバス、自転車等の利用基準について

中学校の生徒は徒歩および自転車通学を基本とする。ただし、自転車の利用は以下の要件に該当する場合にそれぞれの学校長の許可を得て利用するものとする。

また、地理的要件により教育委員会が特に必要と認める場合は、スクールバス等の利用、その他の通学支援対策をとることができるものとする。

なお、具体的な対応策については、各学校ごとに事情を十分把握した上で、字単位で決定するものとする。

#### 【自転車通学が可能な場合】

- ① 通学距離が2 km以上で次の要件に該当する場合
  - ・集落と集落との間に民家がない地域(字) (概ね1 km)
  - ・複数での登下校ができない場合
  - ・部活動等により、早朝または日没後の登下校が想定される場合
- ② 通学距離が2 km未満の場合であって、上記の要件に準じ学校長が必要と認める場合



### 【スクールバス等の利用が可能な場合】

- ① 通学距離が3 km 以上の地域(字)の生徒で、これまでからバス等の利用が認められている地域(字)
- ② その他、熊や不審者の出没等により一時的に子どもの安全確保が必要な場合

### (2) 通学の安全確保について

中学校については、スクールガード等による見守り活動は特別に実施しないが、小学校の登下校時に合わせて対応が可能な場合には、できる限り行うものとする。

特に自転車通学者は、交通事故の危険性が高く、被害者としてだけでなく加害者となることも想定されるため、交通安全と交通マナーについての教育をしっかりと行う必要がある。併せて通学路における危険個所の点検改修を適宜行い、通学路の安全確保に努めていただきたい。

### おわりに

この提言の策定に当たって本検討委員会では、4回にわたり議論を重ねてきました。この提言は、通学における現在の課題を整理し、一定の基準としてまとめたものですが、学校によっては、この基準では整理できない個別の事情も考えられますので、具体的な対応策については、学校、地域と十分協議の上決定いただくことが望ましいと考えます。なお、少子化、高齢化が急速に進み、社会情勢も刻々と変化している状況を勘案し、この提言に掲げる基準は概ね5年経過後には見直しをされるよう申し添えます。

いずれにしましても、子どもたちの安心安全な通学の確保は、教育委員会や学校だけが考えるのではなく、保護者はもちろん地域全体で考える必要があります。この提言を基に適切な対策が実施されることを期待します。